

立命館大学経済学会会則 (1983年4月1日改正)

1. 本会は立命館大学経済学会という。
2. 本会は事務局を立命館大学経済学部内におく。
3. 本会は立命館大学の諸制度とは独自に組織される研究団体であり、経済学その他これに関連する諸学の研究および普及を目的とする。
4. 本会は前条の目的を達成するために、つぎの事業をおこなう。
 - 1 機関誌「立命館経済学」などの編集および刊行
 - 2 研究会・講演会の開催
 - 3 各種調査・見学会の実施
 - 4 その他右に関連する事業
5. 本会は立命館大学経済学部の専任教員・大学院生・学部学生（一・二部）で組織する。
 - (2) 右のほか、本会の主旨に賛同するものは入会することができる。
 - (3) 会員は所定の会費をおさめ機関誌の配布をうけ、また本会がおこなう各種事業に参加することができる。
6. 本会につぎの役員をおく。

1	会	長	1	名
2	評	議	員	若 干 名
3	委	員	若 干 名	
4	監	査	委 員	2 名
5	院	生	委 員	若 干 名
6	学	生	委 員(一・二部)	若 干 名
7	幹	事	1	名

 - (2) 会長は経済学部長とする。
7. 評議員は経済学部専任教員があたり、全評議員をもって評議員会を構成する。評議員会は本会の予算・事業計画の決定およびその執行について責任をもつ。
8. 委員は評議員会において選出され、その任期は1カ年とする。ただし、重任は妨げない。委員会は評議員会の議をへて、第4条各号の事業を日常的におこなう。
 - (2) 幹事は経済学部事務長とする。幹事は会長の指揮に従い、本会の庶務をおこなう。

9. 院生委員会および学生委員会（一・二部）の組織と運営については、それぞれ別にこれを定める。各委員会は評議員会および委員会と連携して、院生・学生会員の経済学その他諸学の研究を推進する。
10. 協議会は、委員会・院生委員会・学生委員会（一・二部）をもって構成する。協議会はそれぞれに共通する学会活動の計画実施について協議する。
11. 総会は年1回開催し、決算・事業計画および予算を審議し、承認する。
12. 本会の経費は会費・補助金および寄付金をもってこれにあてる。
役員会員 年額 10,000円
院生会員 年額 6,000円（ただし入会時に前期課程にあつては2カ年分、後期課程にあつては3カ年分納付）
学生会員（一部） 年額 6,000円（ただし、入会時に4カ年分納付）
 （二部） 年額 4,500円（ 同 上 ）
賛助会員 年額 10,000円
13. 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終るものとする。
14. 本会の会則の変更は、評議員会の発議により、協議会の議を経て、総会に提案してその承認を得なければならない。

以 上